

# 新得町子どもの読書活動推進計画 (第二期)

平成29年度～平成33年度

新得町教育委員会

# 目 次

はじめに	1
I. 計画策定の目的	2
II. 基本理念	2
III. 計画の対象	2
IV. 計画の期間	2
V. 計画の体系	2
1. 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	3
2. 学校等における子どもの読書活動の推進	4
3. 図書館における子どもの読書活動の推進	6
【資料1】	9
・子どもの読書活動の推進に関する法律	
・ブックスタート	
・子ども読書の日	
・こどもの読書週間	

## はじめに

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につける上で欠くことのできないものです。

近年、パソコンや携帯電話などインターネットを通じた電子媒体の発達・普及により、多様かつ大量の情報が簡単・瞬時に入手できるようになり便利になった反面、子ども達の活字離れ・読書離れが指摘されています。

このような状況が進んでいくと子ども達の豊かな人間形成の妨げになり、社会に与える影響が大きくなることも懸念されます。

子ども達がそれぞれの発達段階に応じて充実した読書体験ができるよう、子どもの読書活動の推進を図ることは極めて重要なことです。

乳幼児の頃から身近な大人が豊かな言葉がけをすることは、その後の読書習慣の形成につながります。

どの子どもにも読書習慣が身につくようにするためには、家庭が大きな役割を担っています。家庭に向けた読書に関する啓発をしていくことがさらに必要となります。

また、学校図書館では児童生徒の豊かな読書体験の機会を充実させるとともに、各教科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動において多様な教育活動を展開していくため、資料の充実に今後も努める必要があります。

なお、図書蔵書管理システムの整備により、図書の購入やスムーズな貸出・返却ができるようになり、効率的な蔵書管理ができるようになったことから、今後は一層の子ども読書活動を推進するため、家庭や地域、関係機関が一体となり、取り組んでいくことが大切となります。

町図書館・学校等の関係機関が共通理解を図り、連携して効果的に事業を展開していくための具体的な方策が必要です。

このような状況をさらに推進するために「第2期新得町子どもの読書活動推進計画」を策定し、新得町の未来を担うすべての子どもたちが読書する楽しみ、喜びを実感し、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校等と連携を図りながら、積極的に子ども読書活動に取り組んでいきます。

## I. 計画策定の目的

国は、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、これに基づいて翌年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、国全体として子どもの読書活動の推進が図られました。

北海道教育委員会はこれを基本とし、平成15年11月に「北海道子どもの読書活動推進計画」を、平成20年には第二次計画「北の読書プラン」を策定し、子どもの読書活動の環境整備を行ってきました。

新得町教育委員会では、平成23年3月に「新得町子どもの読書活動推進計画(第一期)」を策定し、家庭や地域、学校、図書館などあらゆる場所において、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境づくりを進めてまいりましたが、これまでの成果と課題を踏まえて新たな「新得町子どもの読書活動推進計画(第二期)」を策定するものです。

## II. 基本理念

新得町のすべての子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的な読書活動を行い、読書活動を通じて豊かな心と生きる力を育む。

## III. 計画の対象

0歳から18歳までのすべての子どもたちを対象とする。

## IV. 計画の期間

平成29年度(2017年度)から平成33年度(2021年度)までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行う。

## V. 計画の体系

3つの柱を基本として、それぞれの方策に従って子どもの自主的な読書活動を推進する。

1. 家庭・地域における子どもの読書活動の推進
  - (1) 家庭における読書活動の推進
  - (2) 地域における読書活動の推進
2. 学校等における子どもの読書活動の推進
  - (1) 幼稚園・保育所(園)での読書活動の推進と取組
  - (2) 学校における読書活動の推進
  - (3) 学校図書館における読書活動推進への取組
3. 図書館における子どもの読書活動の推進
  - (1) 図書館における読書環境の整備
  - (2) 図書館における読書活動推進に係る体制の整備
  - (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

## 1. 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

子どもが生涯にわたる読書習慣を身につけるうえで、家庭における保護者・家族の役割には大きいものがあります。特に自分で本を読むことが出来ない乳幼児期には親や家族からの働きかけが重要です。乳幼児期において親や家族から読み聞かせをしてもらうことで、本を通して楽しい時間を共有し、本を読む楽しさを感じていきます。

これまでも、子どもセンターや図書館でのおはなし会、絵本作家講演会など読書の楽しさを味わう各種の催しを通して、保護者に向けて子どもの読書の楽しさや大切さを伝える取り組みを積み重ねてきました。さらに、子どもの読書について、家庭における取り組みが大切であることから、様々な機会において家庭での取り組みを推進、支援していきます。

### (1) 家庭における読書活動の推進

#### 【実績・成果・課題等】

広報等で周知するにとどまったため、さらなる広報活動及び事業への取組が必要です。

#### ・「家読（うちどく）」の推進

家庭で読書の時間を作り、家族みんなでそれぞれ好きな本を読み、読んだ本について話をする「家読」の取り組みをリーフレット、広報、ポスターなどで啓発していきます。

### (2) 地域における読書活動の推進

#### 【実績・成果・課題等】

アンケート結果からも、ブックスタートをきっかけとして育児の中に絵本が活用されているため、今後も継続事業とし、さらなるフォロー事業の展開を図ることが必要です。

#### ・ブックスタートをきっかけに親子で絵本に親しむ

生後7ヶ月児健診で実施しているブックスタートをきっかけとして、子育てに絵本を活用することを勧めていきます。

#### ・乳幼児健診や赤ちゃん、幼児教室において絵本に触れ合う機会の提供

家庭だけではなく、子どもと一緒に時間を過ごす乳幼児健診や赤ちゃん、幼児教室において絵本に触れ合う場を提供し、親子で楽しめる環境を作ります。

幼児親子を対象にした、おはなし会を定期的で開催します。

## 2. 学校等における子どもの読書活動の推進

保育所（園）や幼稚園は子どもの豊かな感性を育む場であり、そこで子どもが絵本に触れることができる機会の提供は重要な役割となります。そのためには、多くの本に出会えるような環境を整備し、読書習慣を確立することが大切です。また保護者に対しては、幼児期における絵本の大切さを伝えるとともに、読み聞かせの指導や絵本の選定などの支援を図ります。

幼稚園・保育所（園）では継続的な絵本の読み聞かせの時間を設けることで、話しを聞く姿勢や創造力が身につきます。

また学校では、読み聞かせや朝読書を通じて読書をする楽しみを更に深めたり、学校図書館を利用した学習活動を行うことで、本から知りたい情報を得ることができるようになります。

それぞれにおいて読書活動の取り組みを行うことはもちろんですが、図書館と連携・協力しながら、読書環境の整備や体制の強化を図ります。

### (1) 幼稚園・保育所（園）での読書活動の推進と取組

#### 【実績・成果・課題等】

移動図書館車「かりかち号」の巡回を通して、本を借りる図書館体験や本に親しむ機会をつくっています。また、蔵書の選書や装丁などの支援、保育士研修会などの講師紹介を行いました。

#### ・絵本や読みものなどの整備と充実

子どもたちの身近に本がある環境を作るため、図書コーナーの設置や絵本、読みもの、紙芝居等を整備し充実を図ります。

#### ・継続的な読み聞かせによる、本と触れ合う機会の提供

幼児期に読み聞かせやおはなし会を行うことにより、本やおはなしと出会う機会を多くつくります。

#### ・保護者への読書活動の推進

保護者や子どもたちに読書の楽しさを伝えることができるよう努めるとともに、図書館と連携し、読み聞かせや読書指導の方法等の研修の機会を設け、読書環境の充実を図ります。

#### ・図書館との連携、協力による読書環境の整備

移動図書館車「かりかち号」を利用し、子どもが自分のカードで本を借りる図書館体験や、本に親しむ機会をつくります。

## (2) 学校における読書活動の推進

### 【実績・成果・課題等】

小・中学校で、毎朝始業前の10分程度を利用し、教材ではなく、各自で用意した好みの本を黙読する朝読書を実践しています。

- ・「朝読書」などの計画的・継続的な読書活動の促進
- ・学校図書館の図書資料の充実
- ・教職員間での読書活動推進の意識共有

## (3) 学校図書館における読書活動推進への取組

### 【実績・成果・課題等】

平成27年度に導入した学校図書館蔵書管理システムを活用し、図書館と連携しながら、古い図書の除籍や書架の配置替えなど、学校図書館の読書環境整備の推進を図りました。

- ・学校図書館の図書資料・設備等の整備、充実  
計画的な図書資料の購入や、現代社会の情勢に合わなくなった図書や古くて利用できない図書の処分を行います。また、書架など設備の整備やレイアウトの工夫を行い、使いやすい学校図書館づくりを進めます。
- ・計画的、継続的な読書活動の促進  
朝の一斉読書活動を実施することで、落ち着いて本とふれあう時間をつくり、読書習慣が身につくように努めます。
- ・学校図書館の活用の促進  
学習活動を通して、学校図書館を活用して調べ学習を行う機会を設けます。
- ・図書委員による活発な学校図書館運営  
本の貸し出しや整理以外に、学校図書館の飾りつけや児童・生徒向けのおすすめ本の情報提供を行うなど、図書委員の活性化を図ります。
- ・PTAボランティアとの連携  
教諭、保護者とともに読書活動への関心と理解を深めるため、研修会等への積極的な参加を推進します。また、学校、保護者、読書ボランティアが連携して行事に取り組み、子どもの読書への関心が更に高まるように努めます
- ・学校全体での読書活動推進への取組  
教職員からの働きかけは、児童・生徒への読書活動のきっかけとなることから、学校全体で読書活動に取り組みます。

- ・学級（学年）文庫の設置と充実

町図書館の団体貸出を利用し、学級文庫や学年文庫を設置することで、身近に本を手にとることができる環境をつくります。

### 3. 図書館における子どもの読書活動の推進

図書館では、本町の読書活動の中核として、図書資料・整備等の充実を図るとともに各種事業に取り組んでいます。また、司書をはじめ職員の資質向上を図り、子どもたちに本を読む楽しさや知識を得ることの喜びを感じてもらえるよう、各種公共施設、幼稚園・保育所（園）、学校と連携・協力しながら、子どもの読書活動推進への取り組みを継続していきます。

また、図書館ボランティアとの連携・協力にもこれまでと同様に力を入れて取り組み、子どもの読書活動を推進、支援していきます。

#### (1) 図書館における読書環境の整備

##### 【実績・成果・課題等】

季節や行事に合わせたテーマ展示を開催し、読書活動の推進を図りました。  
また、子どもセンターや学校、幼稚園、保育所などに巡回貸出、団体貸出を実施し、子どもたちが読書に親しむ環境を支援しました。

- ・絵本、児童書等の子ども向け資料の整備、充実

子どものニーズに合った幅広い分野の資料を整備し、子どもの読書への興味・関心を高めるために、絵本コーナーやヤングアダルトコーナー等の充実を図ります。

- ・子どもセンター等における図書資料の整備、支援

遠隔地に居住する子どもたちにも、図書館の本が利用できるよう学童クラブ等への団体貸出を行い、子どもが読書を楽しむ環境を整備、支援していきます。

- ・幼稚園・保育所（園）との連携による取組の推進

現在も実施している移動図書館での園児への定期的・継続的な貸出を行い、本に触れる機会と読む楽しさを提供していきます。

また、子どもたちへの読み聞かせ等に使用する大型絵本や紙芝居の貸出支援も継続して実施していきます。

- ・幼稚園・保育所（園）の蔵書整備を支援します。

- ・障がいのある子どもの読書環境の整備、充実

障がいの程度に応じた資料の整備や提供を進め、館内においても気持ちよく過ごすことができるよう努めます。

- ・学校と連携した児童生徒向けの蔵書の充実による読書機会の提供

現在、団体貸出を通して、学校での学習活動や読書時間のための資料支援を行っていますが、今までと同様に学校と連携を図り、蔵書の充実による読書機会の提供を継続していきます。

## (2) 図書館における読書活動推進に係る体制の整備

### 【実績・成果・課題等】

図書館ボランティア「スキップ」の会員によるおはなし会を定期的に開催し、子どもたちに読書の楽しさを提供しました。また、学校図書館担当者との情報交換を継続して開催し、読書活動推進のための連携を図りました。

- ・図書館ボランティアとの連携・協力体制の整備、強化

図書館において子どもの読書活動を推進していくためには、図書館ボランティアの存在が不可欠です。これまでお話し会の実施や行事の補助等で活動していますが、更なる連携と協力を深めていきます。

また、ボランティアのメンバー個々のスキルアップを図るために、研修等の支援を行います。

- ・子どもに係る関係機関との連携による児童サービスと子育て支援の充実

町全体で子どもの読書活動の推進が進められるよう、子どもに係る関係部署、施設、学校等と十分に連携を取り、協力体制を強化していきます。

- ・学校図書館担当者会議の開催など、教職員との連携・協力の促進と体制の強化

学校と子どもの読書活動を推進していくためには、学校図書館担当者との連携が不可欠です。年に一度実施している学校図書館担当者会議を継続し、情報交換を行い、子どもの読書活動推進のための連携を図れるよう協力体制を強化します。

## (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

### 【実績・成果・課題等】

「子ども読書の日」のイベントとして、図書館クイズなどを開催し、子ども読書の日の啓発活動を行いました。

- ・子ども読書の日等の啓発広報

「子ども読書の日」(巻末資料\*1参照)や「こどもの読書週間」(巻末資料\*2参照)を多くの方に知ってもらうため、ポスターや広報等で周知すると共に、本に親しむ行事等を実施し、子どもの読書活動に対する理解と関心を高めます。

- ・乳幼児健診や学校でのおすすめ本の情報提供

各年代に応じたおすすめ本のリストを作成し、ブックスタートや他の乳幼児健診、学校で配布するなど、情報の提供に努めます。

- ・子どもの読書活動に関する行事の企画と広報の展開  
工作教室や一日司書体験など、子どもが図書館に親しむきっかけとなる行事を企画し、「お知らせしんとく」や「としょかんだより」等で周知します。  
図書館の行事に参加することで図書館への関心を高め、読書活動への興味を広げていきます。
- ・子どもの読書活動に関する情報の収集と提供  
国や北海道の子どもの読書活動推進に関する情報を積極的に収集し、提供するよう努めます。  
また、新聞や雑誌等で紹介しているおすすめ本の情報等を収集し、子どもたちに幅広く読書活動できるよう情報を提供します。

#### (4) 図書館職員の資質向上

##### 【実績・成果・課題等】

北海道図書館振興協議会や十勝管内公共図書館協議会が主催する研修会に職員を派遣し、職員のスキルアップに努めました。

- ・図書館職員の研修等の充実  
住民ニーズに応えた資料提供とともに、読み聞かせやブックトーク、レファレンス（参考調査業務）等に適切に対応するため、子どもの読書に関する専門知識や技術を取得するための研修に積極的に参加し、職員のスキルアップに努めます。

## 【資料 1】

### ◎「子どもの読書活動の推進に関する法律（子ども読書活動推進法）」

（平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### ◎ブックスタート

赤ちゃんが、親や周りの大人の人と一緒に絵本を読むことで、心ふれあうあたたかい時間を過ごすことを目的とした活動。

地域に生まれたすべての赤ちゃんを対象に、主に乳幼児健診の場で赤ちゃんと保護者へ絵本を手渡す。

#### \* 1 「子ども読書の日」

『子どもの読書活動の推進に関する法律』より

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

※「子ども読書の日」が4月23日となったのは、ユネスコが「世界本と著作権の日」と定めていることにちなんでいる。

#### \* 2 「こどもの読書週間」

出版社や書店などの団体でつくる「社団法人読書推進運動協議会」が昭和34（1959）年に始めたもの。もともとは「こどもの日」をはさんだ5月1日から14日までだったが、平成12（2000）年の「子ども読書年」を機に、4月23日から5月12日に変更。